

各民間保育所施設長様

川崎市こども未来局
保育・幼児教育部保育第1課長

**令和7年度民間保育所子どものための教育・保育給付費等の年度末に向けた請求事務の
取扱い等について（通知）**

日頃から、本市の保育事業の推進に御理解と御協力をいただきありがとうございます。
さて、給付費等の年度末に向けた請求事務の取扱いについては、請求期間も残りわずか
となってきたところですが、円滑な請求・支払事務のため、令和7年度教育・保育給付費
等における年度末の請求において次のとおり取り扱うことといたします。

また、令和7年度限りで創設された「運営継続支援臨時加算」について、令和8年3月
に1月追加分として請求することが可能ですので、下記の概要や請求方法等を御確認ください。
さい。

1 給付費における3月以降の請求について

令和7年度の給付費等の請求期間は、本市の出納整理期間である令和8年5月までと
なります。公定価格の改定に伴う全月分の追加払やその他未精算・未請求分の追加払等
を限られた期間で円滑に処理するため、次の表のとおり、請求の分散化等を図りたいと
思いますので、御理解・御協力をお願いいたします。

※1月に通知した公定価格の単価改定等の請求月について、取り扱いを変更しています。

請求年月	請求上の留意点
令和8年3月	<p>◎4月～2月分の追加請求について未請求分がある施設は、<u>可能な限り3月に請求</u>してください。</p> <p>◎歯科検診事業費、地域活動事業費（実績が確定している場合）、保育必要量や入退所日の誤り等の請求・調整がある施設についても、可能な限り3月に請求してください。</p> <p>◎処遇改善等加算（区分2～3）について、<u>順次認定の上、通知書を発出しますので、通知書が届き次第認定に合わせて請求</u>してください。</p> <p>◎<u>3月加算については、順次認定の上、通知書を発出しますので、通知書が届き次第請求</u>してください。</p> <p>◎「3 運営継続支援臨時加算について」を御参照の上、<u>1月追加分として運営継続支援臨時加算を請求</u>してください。</p>
令和8年4月	<p>◎公定価格の単価改定上半期分（4～8月）及び3月分を<u>請求</u>してください。</p> <p>◎3月に請求ができなかった処遇改善等加算（区分2～3）は、<u>上半期分（4～8月）及び3月分を4月請求</u>としてください。 また、現在暫定で請求している施設についても同様です。</p>

令和 8 年 5 月	<p>◎公定価格の単価改定下半期分（9～2月分）を請求してください。</p> <p>◎3月に請求ができなかった処遇改善等加算（区分2～3）は、下半期分（9～2月分）を5月請求とし、また4月の請求が間に合わなかった事業所は、<u>1年分をまとめて5月請求としてください。</u></p> <p>◎令和7年度分における<u>請求漏れがないかご確認の上、該当する場合には請求を行ってください。</u></p>
------------	---

※処遇改善等加算（区分2～3）について、現在申請内容の審査等を進めているところですが、不備対応等で3月末までに認定ができない場合については、1年分をまとめて5月請求とさせていただきますので、予め御了承ください。

2 請求事務に係る留意事項について

年度末の請求において留意が必要な事項については、以下の点が想定されますので、御確認ください。

(1) 延長保育の請求について

延長保育費について、当初請求時には、土曜実施「有」として請求している施設のうち、実績では土曜実施「無」となり、追加請求時に減額となっている施設があります。3月当初請求分について同様に請求を行うと、4月請求時に過払分を戻入納付していただくこととなり、市・園共に大きな事務負担が発生します。3月請求においては、3月分の延長保育費は極力請求せずに4月請求としていただくか、請求する場合でも、土曜実施「無」とするなど、過大な請求とならないよう御協力をお願いします。

(2) 産休等代替臨時職員雇用費について

産休・病休が有給である施設のうち、各月の雇用状況報告書上で、産休・病休取得者がおり、かつ、市の加配職員を含めた配置基準上の人数を超えた常勤並み以上の職員配置がある施設において、毎年、産休等代替臨時職員雇用費の請求ができるにもかかわらず請求しない施設が散見されますので、請求漏れが無いよう御留意ください。また、年度をまたいで産休等を取得する場合でも、年度ごとに申請する必要がありますので御注意ください。

(3) 出納整理期間（4～5月）の請求書について

出納整理期間（4～5月）の子どものための教育・保育給付費等について、年度の異なる2つの年度（今回は令和7年度及び令和8年度）で請求を行った場合は、本市宛てに郵送している請求書も2通作成が必要となります。

子どものための教育・保育給付費等の審査結果の通知も2通送付しておりますので、それぞれの請求書を作成し、本市宛てに郵送をお願いいたします。

3 運営継続支援臨時加算について（令和7年度限り）

(1) 概要

昨今の物価高騰を受け、物価上昇といった厳しい環境の中でも、質の確保された食事の安定的な提供をはじめ、安定的な教育・保育を継続して提供できるよう、定められた額を全ての事業所へ加算するもの。

(2) 加算額及び算定方法

加算単価・・・100,000円÷令和8年1月初日の利用子ども数（実員数）
（10円未満切捨て）

※本市でお支払いするのは、市内児童分のみとなります。

※本園・分園の場合、単価算定上の利用子ども数は本園と分園の合計実員数とします。

(3) 支給方法

請求額を算出する Excel シートを配布いたしますので、請求ソフトの「調整用施設国加算」の項目に請求額を御入力ください。

※請求ソフトへの入力方法は、別紙「運営継続支援臨時加算の請求方法」を御確認ください。

(4) 注意事項

「運営継続支援臨時加算」は(1)概要のとおり、昨今の物価高騰を踏まえて創設された加算となりますので、物価高騰の影響を受けている食材料費をはじめ、光熱費等の運営に係る費用へ優先的に充当してください。

4 物価高騰対応加算（給食費）について【令和8年度実施分】

令和7年度に創設した物価高騰対応加算（給食費）について、引き続き令和8年度も事業を継続することとなりましたので、下記の概要等を御確認ください。

(1) 概要

昨今の物価高騰による給食材料費の値上げ等を受け、給食の費用増加による保護者の給食費負担額の増加抑制を図り、また保育所の給食の質の維持を図るため、川崎市消費者物価指数に基づき単価の設定をした上で、保育所の給食材料費についての費用分を加算するもの。

(2) 加算単価及び対象期間

加算単価・・・児童一人当たり 月額 1,475円（予定）

対象期間・・・令和8年4月～令和9年3月

※物価高騰対応加算（給食費）は臨時的な対応であるため、加算単価については、川崎市消費者物価指数等の影響で年度途中で未支給分の単価を変更する可能性があります。

(3) 注意事項

物価高騰対応加算（給食費）は概要のとおり昨今の物価高騰による保護者負担額の増加抑制を図ること等を目的としているため、加算の趣旨に基づき、保護者からの実費徴収額の増額は控えていただきますようお願いいたします。

また、すでに実費徴収額を増額している事業所におかれましても、今一度、食材料費の費用等の算定根拠を御確認いただき、加算支給の効果を保護者が十分に受けられるように、実費徴収額の見直しに御協力をお願いいたします。

なお、実費徴収につきましては例年お問い合わせをいただいておりますが、内容に変更が生じる場合には、重要事項説明書の修正及び本市への届出が必要となっておりますので、御留意ください。

（保育第1課）

電話 044-200-2662